

社会保障国民会議  
持続可能な社会の構築（少子化・仕事と生活の調和）分科会（第6回）  
議事要旨

- 1．日 時：平成20年10月21日（火）14時01分～15時58分
- 2．場 所：合同庁舎4号館4階共用第2特別会議室
- 3．出席者：阿藤座長、阿部委員、岩淵委員、荻野委員、奥山委員、熊坂委員、駒崎委員、  
田中委員、樋口委員、吉川委員  
南委員（オブザーバー）  
内閣官房副長官、内閣府特命担当大臣（少子化対策・男女共同参画）

4．議事概要

阿藤分科会長 それでは定刻になりましたので、ただいまから第6回「社会保障国民会議 持続可能な社会の構築（少子化・仕事と生活の調和）分科会」を開催いたします。

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして大変ありがとうございます。

本日は、飯泉委員、池上委員、木幡委員、山口委員、権丈オブザーバーがご欠席でございます。吉川委員、それから樋口委員はおっつけお見えになると思います。

本来は開催に当たりまして松本内閣官房副長官及び小淵少子化担当大臣よりごあいさつをちょうだいするという予定でしたが、国会日程の都合によっておくれてご到着されると聞いておりますので、後ほどご到着され次第ごあいさつをちょうだいするということにしたいと思います。

これまで委員各位には大変ご熱心なご議論をいただきまして、6月には中間取りまとめができました。このことについて改めて感謝申し上げたいと存じます。

なお、ご承知のように、この間いろいろございまして、麻生総理より、社会保障国民会議、そのもとである親会議としての成果をまとめるようにという指示が出されているとのごことでございます。審議時間の都合もあり、本分科会としては、前回出しました中間取りまとめに加えまして、本日のご議論もさらに踏まえ、私のほうから親会議に追加報告をするということによって、この親会議の最終取りまとめへと反映させていきたいと考えております。

本日は、議事次第にございますように、2つの議題を準備させていただいております。第1に、中間取りまとめの別紙というのが前にございました。その中で、利用者が保育等の子育て支援サービスを利用する際にさまざまな課題があると、それについての背景及び解決の方向性というものを整理して取りまとめに別紙として含めたわけですが、それに対する政府の現在までのと申しますか、現在の取り組み状況というものを整理しておりますので、これを事務局より報告いただきます。それから第2番目に、その中間取りまとめの中でこういう一文がございまして、それは「少子化対策に係るサービスの質・量の抜本的な拡充を図るための新たな制度体系を構築すること

が必要」という文面、言いかえれば、そういうご指摘をいただきましたが、その主な課題について整理いたしましたので、事務局より紹介させていただき、これについて委員の皆様からご意見をいただきたいと考えております。

そこで、まず事務局から本日の配付資料の確認と説明をお願いいたします。

事務局 それでは、まず資料の確認をさせていただきます。まずお手元の議事次第、それから資料でございます。折り込みの形ではありますが、資料1-1として、保育等の子育て支援サービスに関する課題・背景と解決の方向性、それから、資料1-2といたしまして、子育てしながら働くことが普通にできる社会の実現に向けて、それから資料1-3といたしまして、労働政策審議会雇用均等分科会における育児休業制度等の改正に関する検討項目、それから1-4といたしまして、「認定こども園制度の在り方に関する検討会」の開催について、それから資料2といたしまして、「少子化対策に係る新たな制度体系の構築に向けた視点について」、資料3といたしまして、参考資料でございますが、平成21年度少子化社会対策関係予算概算要求のポイント、それから平成20年度補正予算 少子化対策関連が配付してございます。それから、資料番号はついておりませんが、各委員提出の資料といたしまして、荻野委員より「税・財政・社会保障制度の一体改革に関する提言概要」と題する資料、それから木幡委員より「社会保障国民会議第3分科会最終会議にあたって」と題する資料、それから駒崎委員より「真の子育て支援国家に向けての7つの改革」と題する資料、そして最後に、樋口委員より「子どもと親の立場に立った目に見え肌で実感できる改革を」と題する資料がございます。

それから、これまでの分科会の配付資料をファイルにいたしまして、机の上に置かせていただいております。

それでは、本題に入りたいと思います。まず議題(1)「中間取りまとめ」で提言された運用改善事項への対応状況について、ご説明いたします。

まず資料1-1、折り込みの資料でございますが、お願いいたします。本資料の左側、課題から解決の方向性の欄までは、中間取りまとめに際してご議論いただき、それを取りまとめたものでございます。今回は、中間取りまとめ以後の取り組み方針・状況につき、本資料右側に整理させていただいたところでございます。

まず、保育サービス等についてでございますが、中間取りまとめで提言いただいた予約制の導入、さらには兄弟姉妹の同じ保育所への優先入所を推進するため、取り組み方針・状況の右のほうを見ていただきたいと思いますけれども、20年度中のできるだけ早期に、先進的な取組事例集を作成し、各自治体への周知を実施することといたしております。

また、資料3-1、3-2でございますけれども、21年度概算要求におきまして、待機児童が多い地域を中心とした保育サービスの拡充に向けた重点支援や、病児・病後児保育の拡充等を盛り込んでおります。

それから、家庭的保育の制度化等を内容とする児童福祉法等の改正法案についてでございますが、本年、通常国会においては審議未了・廃案となったところであり、国会へ再提出する方向で準備を進めているところでございます。

さらに、子どもが病気の場合の看護休暇制度の拡充等に向け、育児・介護休業法の見直しが検討されているところでございます。これについては後ほど資料1-2、1-3でご説明いたします。

続いて、認定こども園に関してでございますが、21年度概算要求において、幼稚園・保育所の枠組みを超えた総合的財政支援等を行う「こども交付金」の創設等を盛り込んでいるところでございます。

また、認定こども園に関しては、資料1-4にございますが、「認定こども園制度の在り方に関する検討会」を設置したところでございまして、必要な制度改革について検討を進めることといたしております。

続いて、放課後児童クラブ・放課後こども教室についてでございますけれども、中間取りまとめで提言いただいた利用者視点の多様なニーズへ対応できるよう、保育と同様に、20年度中のできるだけ早期に、先進的な取組事例集を作成いたしまして、各自治体へ周知を実施することといたしております。

さらに、21年度概算要求におきましても、放課後児童クラブ・放課後こども教室の設置促進、開所時間の延長等についての支援を盛り込んでいるところでございます。

最後に、地域における子育て支援についてでございますが、これにつきましても好事例集の作成・配布等に加え、21年度概算要求において、地域密着型の一時預かり事業や地域子育て支援事業の拡充等を盛り込んでいるところでございます。

以上が資料1-1のご説明でございます。

続きまして、資料1-2、1-3をお願いいたします。中間取りまとめにおいてご提言いただいた育児期の多様で柔軟な働き方や男性の育児参加等の推進のため、現在、育児・介護休業法の見直しの検討が進められているところでございます。資料1-2でございますけれども、本年7月に厚生労働省の研究会において報告書がまとめられ、資料1-3になりますが、現在、労働政策審議会でその検討項目に沿って検討が進められているところでございます。具体的には、資料1-3を見ていただきたいと思いますけれども、育児休業後も継続就業しながら子育ての時間確保ができる働き方の実現といたしまして、育児休業からの復帰後の短時間勤務などの柔軟な働き方や、子の看護休暇のあり方等について検討が進められております。また、父親も子育てにかかわることができる働き方の実現といたしまして、専業主婦の夫の育児休業取得や、出産直後の父親の育児休業取得の促進等についても検討が進められているところでございます。

以上が議題(1)の中間取りまとめ以後の取り組み状況についてのご説明でございます。

次に続けて議題2、少子化対策に係る新たな制度体系の構築に向けた視点についてでございますが、この点につきましては社会保障審議会少子化対策特別部会における検討とも関連することから、その点も含めまして資料2につきましては厚労省のほうからご説明いたします。

事務局 それでは、引き続きまして資料2につきましてご説明させていただきたいと存じます。

まず1ページ目でございますけれども、これは当分科会の中間取りまとめにおける指摘を抜き取ったものでございます。1点目といたしまして、冒頭に阿藤分科会長からご紹介がございましたとおり、サービスの質・量の抜本的な拡充を図るための新たな制度体系を構築することが必要不可欠とご提言いただいております。また、2番目の にございますように、この質・量の抜本的な拡充と新たな制度体系の構築、そして負担についての国民的な合意形成が速やかに進められる必要があること、このような指摘をいただいているわけでございます。

2ページをごらんください。この2ページの資料は、中間取りまとめの中から、今後新たな制度体系の構築に際して踏まえるべき考え方というものとして整理できるものを要約したものでございます。最初の2つのあたりで、まず少子化対策は、まさに未来への投資であること、また将来の我が国の経済成長、社会保障全体の持続可能性の根幹にかかわる政策であることとされております。続きまして、各段階の施策が切れ目なく講じられるべきこと。また利用者の視点に立って効果的に進められるべきこと、そして続いて、地域の多様な主体の参画に向けた検討がなされるべきこと、また、すべての子育て家庭を対象にして、子どもの視点に立つとともに、親の主体性とニーズを尊重し、子どもと親の成長に寄り添う形で支援がなされるべきであること、地域間の格差解消が必要な一方で地方の裁量性の確保も求められること、最後に、最低基準や「保育に欠ける」要件の見直しなども、速やかに検討し、結論を得るべきこと、これらをご指摘いただいたところでございます。

3ページをごらんください。これは現状ということでございますけれども、次世代育成支援に係る制度の現状を、縦軸として分野別、横軸として年齢別に展開整理いたしますと、ごらんのとおり、さまざまな給付・サービスがありますし、費用の負担もさまざまな形となっているところでございます。

おめくりいただきまして4ページですけれども、昨年末に取りまとめられました「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」におきましては、こうした各種の施策の有する機能に着目いたしまして大きく2つ、上のほうの、親の就労と子どもの育成を支える支援、また下のほうの、すべての子育て家庭に対する支援、この2類型に整理し、さらに後者につきましては、個人に給付するものと、地域基盤において集団的に支援されるもの、このように分けて考えていったらどうかと、このような視点が提示されているところでございます。

次に5ページでございますけれども、このような視点を提示しながら議論を進めてこられた重点戦略におきましては、上の箱の2つ目の でございますけれども、この次世代育成支援のための具体的な制度設計の検討につきまして、これをいわば宿題という形に整理しておりまして、この検討に直ちに着手の上、税制改革の動向を踏まえつつ速やかに進めるべきとされたところでございます。

これを受けまして、この下の箱は厚生労働省に設けられました少子化対策特別部会でございますけれども、この特別部会におきまして受け継ぐ形で、具体的な検討を進めているところでございます。本分科会におきましても本年5月20日時点でこの特別部会が取りまとめた基本的考え方の資料提出・ご紹介があったところでございますけれども、その後9月に入りまして議論を再開してきております。

6ページをごらんください。6ページは、9月以降の少子化対策特別部会におきましてさらに詰めた検討を進めている事項を一覧に整理したものでございます。

以上が関係する動きということでございますが、7ページ以降でございますけれども、この部分が冒頭に阿藤座長のほうからおっしゃられました、本日この議題2の中で委員の皆様方にご意見をいただきたい課題として整理されたものということで、7ページにこの課題1、後ろのほうでまた後ほど触れます21ページのほうに課題2で、すべての家庭の子育て支援のあり方、また27ページで課題3として、少子化対策の位置づけと負担についての合意形成、このような3つが入っております。

そして、まず1番目の課題1、7ページにまとめてございますけれども、この7ページ自体のご説明に入ります前に、この議論の背景につきましての8ページ以降の資料を先にご紹介させていただきたいと存じます。

8ページをごらんください。保育所待機児童の現状でございます。本年に入りまして、5年ぶりに実は数字がふえております。過去5年間に13万人分にわたる定員整備、定員の規模はふえてきておりますけれども、待機児童はトータルで見ても7,000人しか減少していないという状況が見てとれるようになっております。

9ページをごらんください。放課後児童クラブの現状のほうでございますけれども、こちらにつきましても、量的整備を図ってはおりますけれども、それを上回るスピードで需要が伸びまして、待機児童が解消されない状況が続いております。

10ページでございますけれども、このように保育サービスや放課後児童クラブにつきましては、待機児童として顕在化しているニーズの背後に、さらに大きな潜在需要があると考えられるところでございます。現に、今は働いておられない、幼い子どもがいる母親でも、就業希望を持っている方は多数おられまして、そのようなことを背景に、このページの標題にございます新待機児童ゼロ作戦においては、このような就業希望の実現に向けて、相当量のサービス基盤の拡充が必要と整理されたところでございます。

11ページでございますけれども、これはそれでは現在の認可保育所の保育の仕組み

がどうなっているかというものでございます。現行の利用方式は、この下の三角の図にございますけれども、保護者が市町村へ申し込みを行いました上で、市町村が「保育に欠ける」か否かを判断して入所保育所を決定するという仕組みとなっております。このような仕組みは、現行制度が市町村に保育の実施義務を課しておりまして、市町村の義務履行を通じて、保護者に保育所が利用される仕組みであるということと密接に関連しております。

12ページをごらんください。この保育の実施義務につきましては、このページに整理しておりますように、実は「付近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他の適切な保護をしなければならない」とする例外が設けられております。例えば、認可外保育施設のあっせんなどでも足りると、このような例外が設けられているわけでございます。

13ページでございますけれども、またサービスの提供者の参入の仕組みの関連では、都道府県知事の保育所認可に関しまして幅広い裁量が認められているという状況でございます。

そして14ページでございますけれども、このため、待機児童がいる市町村におきましても、必要な基準を満たしている事業者による参入であったとしても、財政事情などにより認可されないことが法制的にあり得るという形になっているわけでございます。

15ページをごらんください。これは今度は放課後児童クラブの関係でございます。放課後児童クラブに対しましては、事業を実施する市町村に対しまして、この右下の箱にございますように、保護者が半分費用を負担するということではありますけれども、その右半分につきまして、国・都道府県・市町村がそれぞれの割合で補助を行っているという仕組みでございます。

16ページをごらんいただきたいと存じますけれども、市町村の責務に関する規定ぶりといたしましては、先ほどごらんいただきました保育における市町村に対する実施義務という形ではございませんで、ここの文章にございますように、事業の着実な実施に向けた必要な措置や、利用促進の努力義務という規定にとどまっているところでございます。

17ページからは若干関連する他の制度のご紹介でございます。一方で医療・介護・障害といった他の社会保障制度の制度設計を見ても、サービス・給付の保障、これが(1)でございますけれども、次のページに今度は事業者参入、こういった仕組みを簡潔に2枚に要約しておりますが、これらが大きく異なっております。まず17ページのほうをごらんいただきながらと思いますが、例えば介護保険の例をご紹介させていただきますと、行政がサービスの必要性・必要量につきまして全国統一の客観基準に基づいて判断するという要介護認定を行う。その上で、要介護認定の範囲内のサービス費用につきまして個人に受給権が認められます。そして個人が、この一番下

のほうにあります。基準を満たした指定事業者の中から選択した事業者と自由に契約しまして、利用の結果として生じた費用につきまして市町村に給付義務が課せられるという、利用保障が強くなされる形となっているところでございます。

18ページで事業者参入の仕組みを見てみますと、これは医療・介護・障害共通でございますけれども、指定権者が指定拒否できる理由は法定されておまして、認可制と異なり、客観的な基準を満たして指定拒否事由に該当しなければ指定されるという仕組みとなっております。参入に関しましては裁量性がない、透明性が確保されているという形となっております。

次の19ページ・20ページは、また若干働き方との関係の背景資料でございます。19ページで、女性の年齢別の就業率の資料でございますけれども、横軸の年齢別で見ますと、30歳代前半で一たん出産を契機とした退職などにより労働力率が下がるという傾向になっておりますけれども、その後子どもの成長に応じて徐々に労働市場へ復帰していく。しかしながら、30歳以降、正規雇用の割合は低下し続け、パート就労の割合が高くなっていております。もちろんこれは、実際にこの表にありますのはそれぞれ違う年齢階層でございますけれども、このような傾向で世代人口とともに動いているということでもございます。

次の20ページは、育児期の母親が希望する働き方に関するデータでございます。小学校就学前までは、いわゆるフルタイムではなくて短時間勤務の希望が高い現状にあります。このように働き方も多様な希望が大きくなっているという現状の背景資料でございます。

以上が課題1の背景でございましたので、大変恐縮ですが、7ページにお戻りいただきまして、こういったさまざまな現状も踏まえまして、課題1、仕事と子育ての両立を支えるサービスの量と質の確保についてとして整理されている項目をご紹介します。

まず最初に、保育所や放課後児童クラブの待機児童が長年にわたり解消されていない。この点を踏まえまして、潜在的な需要も含めました大きな需要に対して、速やかにサービス提供されるシステムとしていくことが不可欠ではないかという点がございます。

また、従来の児童福祉の枠組みを超えて、就労支援としての役割に対する期待の高まりや、多くの子育て家庭に広く利用されるものとなってきたことに対応できるシステムに見直すことが必要ではないかといった論点がございます。

その次に、働き方の多様化等を踏まえ、利用者視点に立った仕組み、特に昼間に限らず、時間帯にかかわらず保育が必要な時間について利用できること、あるいはまた夜間勤務であっても認可保育所が利用できないという状況が生じないこと、これが必要ではないかという点でございます。

また、保護者と保育所が向き合いながら、質の向上を促す仕組みが求められるのではないかという点がございます。

放課後児童クラブにつきましても、制度面・予算面ともに拡充する必要があるのではないかという点がございます。

また、全体を通じましてですが、サービスの質の維持・向上に向け、科学的・実証的に継続的な検証が必要ではないかという論点がございます。

最後に、過疎化等の地域を含め、地域の保育など、子育て支援機能の維持向上が必要ではないかという点。

以上が、中間まとめを踏まえた今後の議論ということで、論点として整理されているわけでございます。

21ページまでちょっと飛んでいただいて、課題2が、今度はすべての家庭の子育て支援のあり方に関する論点の整理でございます。ここもまた先ほどと同様、22ページ以降の背景をまずご説明させていただきます。

22ページでございますが、核家族化に伴いまして、子育て経験のある祖父母と同居している割合は減ってきております。

駆け足で恐縮ですが、23ページで、就学前児童が育つ場所、この資料をごらんいただきますと、特に3歳未満、ゼロ歳・1歳・2歳というところの子どもを見ると、約8割は家庭で育てられておりまして、保育所等の支援はなされていない子育て家庭が大多数でございます。

24・25ページですけれども、子育ての負担感・孤立感に関しましても、専業主婦がより高くなっておりまして、その解消のためには、「育児から解放されて気分転換する時間」や「話せる相手」「相談できる相手」などが求められているという状況でございます。

26ページは、そのようないろいろな孤立感等の中で、児童虐待のほうの問題、相談対応件数がふえ続けている現状にあるという、このような全家庭対策という観点からの背景でございます。

21ページにお戻りいただきたいと存じます。このような現状も踏まえまして、21ページの課題2、すべての家庭の子育て支援のあり方として整理されている項目でございます。

まず1つ目の として、近年の家庭環境の変化などにより子育てが孤立化し、負担感が大きくなっており、就労支援のみならず、専業主婦家庭を含めたすべての家庭に対する支援をより拡充する必要があるのではないかという点でございます。

次の ですが、妊娠・出産期の支援も拡充の必要があるのではないかという点でございます。

3点目は、社会的養護など、特別な支援を必要とする子どもや家庭に対する配慮も包含して検討を進めるべきではないかという論点でございます。

最後に、保護者や地域住民、NPO、企業など、多様な主体の参画・協働を得て、地域力を引き出しながら支援を行う視点が必要ではないか。中間まとめの延長線として、

このような論点が整理されるのではないかと考えてございます。

最後の課題3、27ページでございますけれども、これも議論の背景として2枚ございます。28ページでございますが、これは近年の社会保障給付費の推移を分野別に見たものでございますけれども、水色の高齢者関係の給付が著しい伸びを見せる一方、黄色で下にございます児童・家族関係給付費の伸びは大きくなくて、額としても相対的にかなり小さい現状にあるというものでございます。

29ページの資料は各国比較でございますけれども、欧米諸国との比較を見ますと、アメリカ以外の各国はGDP比率で2～3%を児童・家族関係に割いているのに対しまして、我が国は1%に満たないのが現状でございます。

27ページ、こうした現状を踏まえましての課題3の少子化対策の位置づけと負担についての合意形成として整理されている論点でございます。

1つ目、少子化対策は、社会保障制度全体の持続可能性の根幹にかかわる重要な政策である。

次の で、にもかかわらず、社会保障制度の中での位置づけや優先度が、必ずしも十分ではないのではないかと考えてございます。

次の は、新たな制度体系の構築に際しましては、社会保障制度における少子化対策の位置づけを明確にすることが必要であり、仕事と生活の調和の実現や、国民の希望する出産・子育ての実現を支える給付サービスの社会的なコストの追加所要額は1.5兆円～2.4兆円と推計されておりまして、今後必要となる財源の一定の目安とされている。また、ここに書いてございますように、まだこの計算に反映されていないものもあるということにも留意しながら、今後この1.5兆円～2.4兆円といったことプラスアルファの分を今後必要となる財源の一定の目安としていることを踏まえまして、負担についての合意形成が速やかに進められるべきではないかと考えてございます。

最後の は、こういった負担の合意形成の上では、国・地方自治体・事業主・国民が、それぞれの役割に応じて費用を負担していくべきではないかと考えてございます。以上でございます。

阿藤分科会長 ありがとうございます。

ということで、一応議題1と議題2の資料を合わせてご説明いただきまして、前者のほうは、我々がここで議論してまとめた中間取りまとめの特に保育等の子育て支援サービスに関する現状と課題、背景、解決の方向性ということを親委員会のほうでも資料として出ささせていただきましたが、それに対して、現在、厚生労働省を中心としてこういう方向で解決の方向に動いているということを整理していただいたものです。それから2番目のほうは、これも私どもの中間取りまとめを踏まえた親委員会の報告書にも入っておりますが、少子化対策に係る新たな制度体系の構築と、質・量ともに子育て支援のための法的な面とか、それから財政的な面とか、そういうものを抜本的に拡充する必要があるのではないかと文面がございまして、その方向性で現在も

う一方で社会保障制度審議会の少子化対策特別部会というところで、これはことしの早い段階から議論を続けておりました、また改めてこの9月にそういう審議を継続するというをいたしておりました、ここにそういう具体的な資料が出てきたということでご説明をいただいたということでもあります。

きょうは、その2つの議題を合わせてご議論を願えればと思っております。今回が最後でございますから、ある意味では言い残したことを、思いのたけを言っておいて、それを私が何とかまとめた上で前回の中間取りまとめに加えて、親委員会に強くアピールしたいと考えているところでございます。

それでは、早速どなたからでも、この2つを取りまぜて結構でございますから、ご意見をどうぞ。駒崎委員。

駒崎委員 丁寧なご説明、どうもありがとうございました。保育等の子育て支援サービスに関する課題、背景と解決の方向性というものを厚生労働省さんのほうからお示しいただきましたけれども、事病児保育問題に関しては解決の方向性は全く見えていないということをお話ししたいと思っております。私のほうが木幡委員の後ろに3枚組みの資料をご用意させていただきました。1枚目は総括的なお話をさせていただいておりますけれども、2枚目、3枚目と、病児保育問題の話をしております。2枚目の資料に基づいてお話ししたいと思っております。「病児保育インフラの危機について」と題させていただきます。

結論から言うと、公的病児保育インフラに関しては、現状、非常に危機的な状況にあるのではないかなと感じております。それは、解決の方向性を提示していただいた今もなお解決の方向性は見えていないということの意味します。

どういうことかといいますと、問題の1つ目として、まず施設型病児保育、病児保育の施設です。小児科の隣にあったりとか、保育園の隣にある一般的な施設型病児保育の補助金の制度について、これは「改悪」と書きましたが、施設要件が逆に厳しくなりました、今まで2人で4人の子どもを見られていたものが、3人で4人の子どもを見なさいと改定されました。それによって、ただでさえ成り立ちづらい病児保育の施設が、さらに成り立ちづらくなるという事態に陥っております。その分、利用料を利用者から取ればいいじゃないかという話になるのですけれども、試算すると、利用料によってその施設の半分以上を賄わなければいけないということになり、公的施設としては異例に高い水準で利用料を取らなければいけないということになってまいります。

そしてまた2つ目、非施設型病児保育事業が廃止という事態になっております。これは3枚目の資料です。紀伊民報という新聞社、大手のメディアさんは取り上げていらっしゃるけれども、地方紙は「病児保育が存続危機」という記事を載せていらっしゃる。「厚労省が廃止決定、働く親から不安の声」という記事がございます。つまり、今までやっていた、厚労省が進めていた病児専門のベビーシッターを派遣す

るといった事業を実質的に廃止されるということを取り上げているものです。実質的な廃止を決め、これまでの健康児を預かるファミリー・サポート・サービスと一体化しますという言い方をされていらっしゃるけれども、実際に一体化したときの予算手当というのは十分にされるかどうか不明ですし、また健康児のお預かりと病児のお預かりを一緒くたにしてしまっている荒っぽさが、現場的には非常に非現実的な政策をしてしまっているということで、施設型病児保育もより成り立たなくなり、そして非施設型、訪問型の病児保育も潰滅の危機にあるという状況になっております。これによって解決の方向性が見出されるどころか、公的病児保育のインフラというのは壊滅的な状況になっているということをぜひ知っていただきたいなと思うんです。

何度もこの社会保障国民会議でもお話ししましたが、病児保育を初めとして、この保育なんですが、場当たりの政策ではなく、特に補助金のあり方を変えましょうというお話です。1年間にボンと、これでやってくださいねというお金を上げてということではなくて、預かり数に応じた、しっかりちゃんと頑張っただけのところは成り立ち、そうじゃないところは市場から退出するといった、実績に基づいた競争的補助金の仕組みにしなければ、厚労省がどのように制度をいじくり回しても成り立たないことは変わらないということを再三再四、3回目ぐらいに言いたいなと思います。成り立たない金額の固定補助をやめて、新しい補助金の形をつくりましょう。そうすることによって、よし、病児保育をやってみようかというところもふえてきますし、またそういうところがしっかり成り立っていく。そういうものをつくっていかねば、幾ら旗を振ってもこの病児保育の施設はふえませんし、病児保育の事業はふえません。そういったところで、この病児保育の問題は、解決の方向性を示していただきましたが、これは全く解決の方向性になっていませんので、ぜひ最終報告書においては、このまま取り残されて、そのまままた進んでいきますよ、何となく解決の方向性が示されましたね、よかったですということでは終わるのではなくて、病児保育の問題は実はまだまだ解決の方向性は出されていないのだということぜひ何らかの形で最終報告書に盛り込んでいただきたいなと思います。ぜひこの保育のやみ、病児保育の問題は、働く世帯にとって非常に象徴的な問題ですので、何としてでもこの社会保障国民会議で解決の方向性を導く文言を報告書に入れていただきたい。

いろいろ言いたいことはありますけれども、最後の会議ですので、言いたいことはこの最初の表紙のところの改革案にまとめましたので、ぜひご参考にさせていただきたいと思います。最後の会議になってしまいましたけれども、改革の流れ、何とかしなければいけないという流れをとめることなく、厚労省と、そして民間の私たちが一緒になって知恵を出し合い、事業をし、困っている人たちを助けていく、そういう流れだけは失ってしまっただけではないのかなと思います、発言させていただきました。座長、どうぞよろしく申し上げます。

阿藤分科会長 ありがとうございます。

ただいま議論が始まったばかりでございますが、冒頭に申し上げましたように、松本内閣官房副長官並びに小淵少子化担当大臣がご到着されましたので、ご両名からごあいさつをちょうだいしたいと思います。それでは、初めに松本内閣官房副長官、どうぞ。

松本内閣官房副長官 大変貴重な時間を割り込みのような形になって申しわけございません。官房副長官の松本でございますが、伊藤前補佐官に引き続きまして社会保障国民会議を担当することになりました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

社会保障制度のあり方は、国民生活の基本をなすものでありまして、国民の関心が最も高いことは言うまでもありません。委員の皆様におかれましては、2月以来集中的に議論をいただいて、6月には中間取りまとめをお出しいただきました。大変なご尽力を賜りましたことに心から敬意を表するところでございます。この最大関心事である社会保障制度改革につきましては、麻生内閣におきましても引き続き最重要政策課題でありまして、とりわけ少子化対策の推進が待ったなしの状態であることについては変わりありません。本分科会における議論の成果が今後の少子化対策を推進していく上で基本となることは間違いのないところでございます。麻生総理からは、社会保障国民会議としての成果をまとめるようにとの指示を受けておりまして、国民会議の最終取りまとめには、本分科会の中間取りまとめに盛り込まれた事項や本日ご議論いただいた結果である追加報告の内容を十分に反映してまいりたいと存じております。

先生方の変わらぬご支援、ご協力をお願い申し上げ、ごあいさつにします。ありがとうございます。

阿藤分科会長 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして小淵少子化担当大臣、ごあいさつをお願いします。

小淵内閣府特命担当大臣 皆様こんにちは。少子化対策を担当する内閣府特命担当大臣の小淵優子でございます。委員の皆様方には大変お忙しい中ご出席をいただきまして、ありがとうございます。この分科会は2月からスタートしておりますけれども、大変精力的に議論を重ねていただいていることに、まず感謝を申し上げます。併せて、6月に中間取りまとめをしていただきましたことをに感謝申し上げたいと思います。

その中間取りまとめの中でも委員の先生方からご指摘がありましたとおり、第2次ベビーブーム世代の方々があと5年で40代になるということで、まさに今少子化対策待ったなしの状況であるということを私自身も認識しております。私もその第2次ベビーブーム世代の一員であります。現役の母親として子育てをしながら仕事をしている中で、いろいろな課題にぶつかります。そこで抱いたいろいろな思いを直接関係省庁にぶつかけながら、どうやって課題を解決していったらいいのか、頑張っている母親の皆さんとともに考え、歩みを進めてまいります。また、それだけでなく、自分の経験は一つのパターンにしかすぎませんので、現場に足を運びながら生の声を聞きながら、お子さんを持つすべての方、またお子さんを持ちたいと願うすべての方の心に沿うよ

うな政策を作っていきたいと思っております。

ここで議論されたことをしっかりと受けとめて政策に生かしていきたいと思っておりますので、どうか委員の先生方には引き続き大所高所からのご指導をいただけますように、よろしく願いいたします。少子化担当大臣として精一杯頑張りたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

阿藤分科会長 小淵大臣、ありがとうございました。

それでは、松本内閣官房副長官及び小淵大臣におかれましては、公務のため中座をさせていただきます。ご了承願います。

(小淵内閣府特命担当大臣・松本内閣官房副長官退室)

阿藤分科会長 では、議論を再開したいと思います。今、駒崎委員から、かねてからのご持論であります病児保育の問題について、さらに一層取り組むということと、制度的なあり方をもうちょっときちんとしてはどうかと、競争的な、つまり準市場というんですか、そういう形で多くの方が参画しやすいようにしたらどうかと、そのような具体的なご提言もございました。

それでは、どなたからでも。では樋口先生。

樋口委員 きょうが最後の分科会でございますが、私はぜひとも、この子育て支援に関する新しい流れがきょうこの会から始まったと言われるような議論がなされお取り決めいただければうれしいと思っております。

私はもともと、産む、産まないは親たち本人が決めて当然だと思っていました。しかし、このところちょっと考え方が変わっています。第1の理由は、日本の少子化の理由が、これは皆様ご承知のように、必ずしも若い世代の選択ではなくて、産めないから産まないのだということ、特に女性にとって産みにくい、仕事と両立しにくい社会だということがますます明確になってきたからです。もう1つは、高齢社会との関係ですが、何となく先進諸国、他のヨーロッパ諸国も一緒に高齢化してくれるのだとばかり思っておりました。やっとこの数年、特にこの会議へ来まして、実は世界じゅうで高齢者の比率が2割を超えている国はほとんど日本だけであること。我々が高齢化の先進国であると仰いでいたスウェーデン、デンマーク、フィンランド、フランスなどの諸国はみんな14～15%からせいぜい18%ぐらいで上がったたり下がったりのジグザグコースになって、日本だけが今後とも右肩上がり21.5%という今からどんどん上がっていく。理由は何かといったら、出生率がある程度高いか、低いかな。つまり、日本が一番子どもを産みにくい社会になっているために、超高齢社会の道をばく進している。しかもその産めない理由が、女性も男性も伸びやかに仕事と子育てを両立できないという状況にある。ここに至っては、これは国を挙げて、本当に総力を挙げて取り組まなければならない問題だということは今心から痛感いたしております。

OECD諸国の中でも本当に家族政策、高齢者福祉ともに少ないんです。だから、議論の中で、年寄りにはかけ過ぎている、子どもが少ないじゃないか、そういう世代間の

奪い合いは絶対やめましょう。どっちも世界に底たる低さでございまして、私たちはみんなで力を合わせて社会保障に予算が回るような社会にしようというのがこの国民会議の役割だと私は思っております。その上で申し上げたいことの1つは、もう本当に「保育に欠ける児童」という、歴史が逆に回転しているような言葉が、それがまだ生きている、何か恥ずかしい言葉だと思います。「保育に欠ける児童」から、子どもが社会的保育を受けるのは、お母さんが働いていようといまいと、ましてお母さんが働いている場合には、子どもの権利であると、措置から権利への転換ということをどうぞこの辺でしっかりと打ち出してほしいと思います。

そして、今までの政策というものがサービス提供側、つまり市町村であるとか、保育園の側であるとか、もちろん提供者は大事であり、私は日本の保育の内容は世界に誇れるものであり、それを長い間担ってこられた保育の専門家たちには心から敬意を表するものであります。しかし今現実には、保育サービスの制度のほうに合わせて、これは木幡さんが繰り返し指摘されましたけれども、何も人は4月に合わせて生まれるんじゃないんです。どの月にも生まれるので、言ってみれば保育所側というか供給側のレディメードではなくて、産む側の、子どもの側のオーダーメードにさせていただきたい。ようやくこのごろ、事業者のサポートをするだけでなく、国民目線といいましょうか、消費者・利用者が中心という形にぜひ改めてほしいと思っております。

その点私は、介護保険は今100%成功しているなどとても言えない状況にいて、かなり混乱している部分もございましてけれども、介護保険が始まる前と始まった後では、たしかに世の中の風景が一変しました。そのぐらい供給量がふえております。それでもなおかつ足りないのが介護の分野でございましてけれども、私はぜひ、この社会保障国民会議が終わって政策に移されたら、あの介護保険が始まる前と後の変化のように、たとえばデイサービスのバスが行き交い、あちこちに事業所の看板が立ち並ぶ。供給主体がもっと多様性を持って参入できる、規制緩和ばかりすればいいということではもちろんございませぬ。一定の質を保つための公的責任、基準に対するきちんとした、抜き打ちの監査、厳正な情報公表、住民・利用者の参画など、幾つもの歯どめを持った上で、私はぜひ事業者にもっとNPOであるとか、しっかりした活動のできる主体に参加してほしいと思います。今、病児保育のことを駒崎委員がお話しになりましたけれども、学童の放課後保育とか、保育所の終わった後のファミリー・サポート・センター的な仕事、これがかなり公的なところに独占されているというのは不思議でございまして、ここにもびーのびーのさんとか民間団体の方がいらっしゃいますけれども、十分に資格のある民間のNPOなどがたくさんあります。介護保険の世界を見ますと、今、目玉の一つになっています小規模多機能サービスというのは、実は民間の活動の方が先行して、後から制度が乗ってきた。そういう民間の伸びやかな発想をぜひ生かす方向で、ぜひもう少し多様な供給主体の参入に向けて、それをひとつ今回の発想の転換にぜひしていただきたいと思っております。

それから、もう1つ、私は前から、制度が変われば意識が変わると申し上げてまいりました。その制度の主たるものは国はもちろんです。企業の中からの変化だと思っております。少なくとも育児休業後の短時間勤務とか残業免除というのは、すべての母親に2年あるいは3年、年限を区切って認めていただきたいと思っております。いきなりフルタイムの中に投入されると、結局続かないと。育児休業終了後に退職する女性も結構ありまして、フルタイムに戻るには助走が必要でございます。助走がしっかりしてこそ長く高く跳べるのだと思っております。

こうしたことを実践している地域は結構ありまして、たとえば、富山県庁で県職員全員に、たしか3日間父親の出産休暇を取らせております。90%の実施率で、もし取らない場合は、上司に取れない理由を提出するのだそうです。福岡県は知事主唱で、今はもう1,000社くらい入っていると思っておりますが、子育て支援に役立つと思われることを一つでも政策でやっている会社は入会するネットワークをつくっています。こういう好事例をどうぞ全国に広げまして、そして、悪いことを告発するのは勇気が要るんですけども、いいことを告げるのは気が楽です。全国一斉にすべての国民みんな子育て応援団通信員ということになりまして、ネットなどを利用して好事例を集める。お役所だけが集めるのではなく、1億国民が通信員になってよい事例を集め、そしてよい制度をつくり、特に企業にここで変わっていただきたい。本当に子育て支援をやった企業が実は発展するんだということが、成果が出るまでにはちょっと時間がかかると思っておりますけれども、そういうデータを積み上げていただきたいと思っております。

3つ目、これが最後でございますが、「母子家庭を忘れないでください」と書きました。草案の中にも、特別な条件の人に配慮するとあったので、それでいいかなと思うのですけれども、とくに母子世帯というのは18歳以下の子どもを持つ全世帯の1割に達しております。これは大変な比率でございます。母子世帯の収入は一般世帯の4割に満たしません。お母さんたちの約半数は非正規雇用でございます。これはとても恥ずかしいことだと思っております。児童扶養手当を削減するというのが厚労省の今までの一貫した方針でございました。実は私は10年ほど母子世帯の経験がございまして、私自身フルタイムで一生懸命働いて、人並みに子どもを育てた誇りを持っていましたから、そんな手当などはくれなくてもいい、それよりきちんとした職業につけるようにすればいいんだという考え方で、児童扶養手当を削減されてもそう怒りもしなかったのです。今私はその考えが間違っていたと思っております。正規職員で男並みの給料のあった母子世帯というのがどんなに幸せな存在、それもどんなにまれな存在であったか。私は未来を考えて青くなっております。母子世帯のお母さんが100万人近くおります。この方たちの過半数が非正規です。このお母さんたちが年をとっていったら、また無年金の女というか、私がよく言うBBです。ブリジット・バルドーではなくて貧乏ばあさんですけども、その貧乏ばあさんがまたふえるばかりです。これを次の世代に持ち越さないように母子世帯の子どもに焦点を合わせて、母子世帯の子どもがちゃん

と高校に行けるように、ちゃんと正規に就職できるように、そういうことをちゃんとしておくことが21世紀半ばの社会保障も必ず確保することになるからということです。

もう長くなるからやめますけれども、実は障害児も忘れないでいただきたい。すでに生まれている子どもたちへの支援。私は障害児の親御さんの集まりへ行きまして、障害児のお母さんから「私も厚生年金がもらいたかった」と言われたときには胸が詰まるものがございました。障害児の問題、それから恐らくこれからは外国人の問題も加わってくると思いますけれども、置き忘れられがちな障害児・母子家庭などにきちんと目配りの届いた、一行でも何か触れてある本報告にさせていただければと思っております。

ありがとうございました。

阿藤分科会長 ありがとうございました。

多岐にわたってご指摘いただきましたが、きょうの配付資料という形になっておりますので、改めてごらんになってください。

それではほかに。熊坂委員、お願いします。

熊坂委員 きょうは最後の会議ということで、阿藤先生のほうから、思いのたけを話していいということでしたので、私からもお話をしたいと思っております。

この委員の話をしていただいたときに、この会議でもしかしたら国の少子化の施策が抜本的に変わるのではないかと、非常に期待を持って今日まで参加させていただきました。一度だけ議会と日程が重なり欠席したんですけれども、5回参加させていただきまして、また私にも5月21日に発表の場を与えていただきまして、本当にありがとうございました。市役所の中にワーキンググループをつくりましてこの会議に臨んできたわけですけれども、国の施策であれ、県の施策であれ最終的にはみんな市町村に来ますので、その意味で、この社会保障国民会議の提言による将来的な少子化対策施策というのは市町村の行政に影響いたしますので、非常に責任を感じながら発言をしてきました。

中間取りまとめがまとまりまして、本当にいい形にまとまったと思っておりますが、この中で、先ほどの説明等にもあったんですけれども、気になっているところがあります。それは、できるところから速やかに手をつけていくという、この言葉の弊害というのは非常にありまして、それは先ほど駒崎委員も樋口委員も同じことをおっしゃっているのではないかと思うんですけれども、たしかにきょうの説明はそういうことで、最大限今の中でできることから手をつけれる施策を考えていただいたのかもしれませんが、しかしながら、市町村からすれば、例えば税制などがそうなんですけれども、制度がどんどん複雑化していきまして、担当している職員すらわからないといった、どんな制度があるのかわからないという形になっていくのではないかなと危惧しています。そういう意味で、この少子化対策というのは、まさに国の将来がかかっているわけですから、省庁横断的にまとめるために内閣府が多分担当部署になったのではな

いかと思いますが、各省庁がバラバラに施策をやるのではなくて、抜本的に樋口委員がおっしゃったように制度として変えていかないと、進まないのではないかということをおこの会議に出ながらいつも感じておりました。

福田総理から麻生総理になりまして、国会中継を聞いていましたら、麻生総理は「中福祉・中負担」という言葉をおっしゃったんです。この「中福祉・中負担」というのは、私も今の日本の経済のさまざまな環境からすれば「中福祉・中負担」なのかなと思っておりましたが、負担のところの議論、構造改革で今まで歳出カットばかりやってきましたので、今度こそ本当に国民を議論に巻き込んだ歳入のほうも、税制にまで議論がいくと思いますが、この会議の提言がそういったことに結びついたということになればいいなということをお強く期待しています。これが全般的な私からの思いですので、よろしくお願ひします。親会議の吉川先生もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それから、精神科を専攻する者としてよかったのは、心を育てる取り組みというのが入ったことです。ここに着目していただいたということは非常にありがたかったと思っています。この心を育てるということは今非常に大事でありまして、例えば、あくまでも働きながら子育てをする、働くことがメインになっていますけれども、実際のところを言えば、これはすべての動物がそうですけれども、お母さんと一緒に1歳ぐらいいまではいつもくっついていられるということが、これは何よりも精神医学的には大切なことあります。そういったことを、例えば子育てにお金を、もちろんいろいろな制度を考えるということは、言い方は非常にきついのですが、ある意味では母性をお金あるいは制度で買うということにもなってきます。それが十数年という時間を置いて今の社会的なさまざまな現象が示しているように、子どもの心の問題に影を落としてますので、そういう視点からもこの中間取りまとめで心を育てるということで盛り込んでいただいたことに対して大変感謝したいと思っています。

最後にこの会議に参加させていただいて感謝しておりますし、市町村は責任を持ってやる覚悟がありますので、よろしくお願ひ申し上げます。

阿藤分科会長 ありがとうございます。

それでは、荻野委員、どうぞ。

荻野委員 私のほうからは、ちょっと3点お話をさせていただきたいと思っています。

まず1点目でございますけれども、この会議を通じて随分樋口先生からは「企業の決断のとき」と言われましたが、確かにおっしゃるところ、納得する部分もあります。しかし、今企業のほうは自助努力をかなりしておりまして、先ほどの富山県の話ではないですが、もっといろいろな施策をたくさんやっております。そのような企業の取り組みが委員の皆様になかなか伝わらなかったのではないかと、今振り返って、経済界の中で出ているのは私一人ということで、自分が力及ばずだったかなと反省しております。ただ、だから何もなくてもいいとも思っておりませんので、引き続き企業としてはそういう努力を続けていくべきですし、そのような企業の取り組みをき

ちゃんとアピールしておいて、皆さんに認知していただく、正確に把握していただくことが大切だと考えています。長時間労働や女性がすぐにやめるような働き方しか提供できていないというイメージだけでとらえられないように企業として努力すべきだと思っております。

それから2点目につきましては、先ほど樋口委員、それから熊坂委員からも、制度で縛るべきとの話がありましたけれども、私は、大きな枠組みというのは制度でもよろしいかと思いますが、細かい部分について手を縛り足を縛りということになりますと、例えば企業というのはいろいろな業種があるわけですから、例えば24時間経営のファミリーレストランに対して昼間の働き方のみを前提とするような制度で縛っても、それは無理があるので、企業の自主性を尊重する余地があるような形での制度を考えていただきたいなと思っております。それから、ずっと申してきましたけれども、規制強化よりも、どちらかといえば企業が取り組もうと思うインセンティブをつけるような仕組みを検討していただきたいなと思っております。

3点目でございますが、本日、資料に「税・財政・社会保障制度の一体改革に関する提言」を提出しています。これは、10月2日に日本経団連が発表した提言です。細かい部分は割愛しますが、少子化対策に関しては、子育て減税をはじめとした少子化対策の拡充を求め、個別的には、中低所得者層の子育て世帯への減税、それから保育サービスの拡充のための緊急的歳出等が必要であると提言しています。この分科会では、最終的に議論はなされなかったのですが、少子化対策の財源をどこに求めるかという部分につきましては、現在5%の消費税を10%に引き上げて財源に充てること、その一方で中低所得者層に対しては大胆な減税を行うとして、財源を安定的に確保していくべきと思っております。

私のほうは以上でございます。どうもありがとうございました。

阿藤分科会長 ありがとうございました。

では、奥山委員、どうぞ。

奥山委員 ふだん、まだ幼稚園や保育園に行く前のお子さんと保護者が来るような居場所を運営しております。来る方は、近隣におじいちゃん、おばあちゃんが住んでいないという方が多いです。本当に、夫が厳しい働き方をしているので、自分自身が病気になったときに子どもをどうしようとか、毎日が綱渡りといった生活をされている方が非常に多いです。まだ幼稚園・保育園に入っていないので、何かあっても相談する相手がないといったことがあります。また、幼稚園を選ぶ、保育園を選ぶといったときに、夫婦で話し合えばいいんですけども、なかなか夫の教育方針に、一番我が子を知っているのに、母親のほうで口出しできないとか、そういう現状も見えております。

また、育休中の方が最近増えていますが、お子さんが3～4カ月で来るわけです。それで、育休中にこの子と一緒に向き合いたいと思いつつ、一方では、私は保育所に

子どもを預けられるかしら、仕事は大丈夫かしらという、今お話がありましたように、この会で子どもの健全育成、子どもの育ちということを言いながら、一方で仕事と子育ての両立という性格の違うものを考えなくてはいけないという苦しさが広場の中にもありまして、1歳になってから保育所に入れたいのに、保育園の事情でゼロ歳児から保育園に入れざるを得ないという声も聞こえてきます。また、いろいろな育児不安だとか、子どもがきちんと育てているのだろうかとか、いろいろな意味で初めての子育ては不安だけれども、それを相談できる相手がいないとか。それから今、樋口委員からも母子世帯の話がありました。今、外国人と結婚するカップルというのは、16組に1組は国際結婚です。神奈川県でも13組に1組、東京は10組に1組ということです。では私たちの広場にもそれだけの割合で来ているかということ、そこまでは来ていないんです。ということは、もっと地域に埋もれている、広場にも出てこられない、そういった層がたくさんあるということだと認識しています。今、労働力が足りないから移民がという話も出てきたりしていますけれども、決して片方が外国人の子育て家庭というのは経済的に豊かではない場合や、家族として難しい面もある。非常に厳しいです。保育園のときにはお父さんがいたけれども、学童に上がったらもう離婚していたということを目の当たりに見ております。このように外国籍の方々が決して日本で暮らしやすくないということを考えると、一概に移民のことをすぐに制度化しようということではないと思います。

私自身は、10年働いてからの子育てでした。初めての子どもが生まれたとき、自分は何て子育てが苦手なんだろうと思ったんです。でも、地域の同じ立場の親たちに支えられ、それで子どもを3人産んで思ったのは、子育てというのは社会的なものなんだということです。消費者として保育を選ぶという視点以外に、育ち合うという関係がないと、子どもを持ってよかったとか、豊かだという実感を得られないんじゃないかということを感じております。

そこで、今皆さんと話し合っている新たな制度体系ということですが、保育園の入所ということと、それから親として母性的なものというものも含めて、子どもと向き合える力というものを地域のいろいろな人たちにはぐくまれながらつける力。そういった地域子育て支援という、今やっと少しずつメニューができてきた部分と、保育の事業というところにはかなりのゾーンがあるんですが、まだそれを体系づけられていないと私は思っています。潜在ニーズという言葉が今回たくさん出てきました。でも、その潜在ニーズというのは、もしかしたら預けないで、一時預かりとか、地域の人たちがかかわって解決できるものかもしれない。保育園にお願いしなければいけないものもあるかもしれない。何かそのあたりの潜在ニーズの的確な把握というののできていないんじゃないかということを感じています。新たな制度体系をつくる時にはそこを見据えていかないと、すべて保育園にお願いするというのでは方向を間違えてしまうんじゃないかなということを感じています。

それとともに、私は地域子育て支援というのは、身近におばあちゃんがいたらやってもらえたものを社会的につくり出す、その程度もできていないと思っています。親が病気になってちょっと預けたいと思っても預け先がないという現状なんです。だから、子育て支援は親を甘やかせるという論調が時々出てきますが、そうではなくて、身近におじいちゃん、おばあちゃんがいたときには当たり前のようにお願いできたことが、いなくてもできる。そういう社会をつくっていくということが大事だと思っており、その世論をつくっていかなくてはいけないだと思います。行政のほうも、地域子育て支援をどこまでやったらいいのか、きっと線引きに困っていらっしゃるんじゃないかなと思っています。今こそ当事者の声を吸い上げて、その潜在ニーズの本当の内訳を見きわめた上で、世論をつくって制度を動かしてつくっていく、そのような動きを私たちの委員会からつくっていきたいなと思いました。

半年でしたけれども、どうもありがとうございました。

阿藤分科会長 ありがとうございました。

それではほかにどなたでも。それでは、田中委員、どうぞ。

田中委員 今、産業界のお話もちょっと出ましたけれども、私も組織に勤めて働く母親をしているという立場から、今回のこのよくまとめていただいた中間報告がこれから世に出るに当たって、この制度がきちんと実行されるということと同時に、多様な働き方ということを今志向してみんなが始めているわけなんですけれども、それを受け入れる側の企業文化というのがマインド的にまだまだないというところがあるのは事実だと思います。ただ、大手も中小企業も取り組もうと一生懸命やっているところはあると思いますので、働く母親に活躍してもらうことで、企業も、例えば仕事の無駄がなくなったりとか、システムを見直すきっかけになるとか、そういうことになっていくことが必要なのかなと思うんです。このデータの中にも「残業のある働き方をしたい」と書いてありますけれども、残業したい人は本来なくて、お給料はもっともらいたいですけれども、短い時間でお給料がたくさんもらえるというのが理想だと思うんです。でも、それはちょっとした工夫でできるんじゃないかということも結構あると思うんです。なので、こういうところもこの制度が導入されることで企業も見直しがなされて、両輪として動くきっかけになるということが一つはあると、仕事をしながら子育てをしていこうと強く意識を持っている人たちにとっては、非常にモチベーションの高い企画になるかなと思います。

もう一つは、母子家庭のお話も出ていましたけれども、働かなければ食べていけなくて、でも働くと育児ができないという状況の人はたくさんいらっしゃるわけです。そういう方には、この制度が来年からできますからとかそういうことではなくて、目の前にあることをきちんと柔軟に対応できることを今回考えていて、本当に少しでも役立っていくんですといったことを一日も早くPRして、同時に施行していただきたいなということを思っています。あとは、こういうことは制度体系がないと動かないわ

けなんですけれども、制度があるからこういうことを実施しますということではなくて、サービスありきで制度がありますみたいなことを発信していただいたほうが、母親たちにとってはすごく有益に感じるかなということも思っています。

この中間報告の最初のほうの文言とかはすごく、「未来に対する投資」とか、本当に魅力的な言葉も結構入っているんですけども、一個一個のことになってくるとかなり、先ほども出ていました「保育に欠ける」とか、いろいろな配慮のない言葉とかが結構あったりすると思いますので、今回は本当に画期的な会議で、とても民間の方々のお話とかも入って、世の中からも注目されているこの機会だったと思いますので、これからこれが報道されたりとか、マスコミの方とかも入っていただいていますので、報道されるとき情報のデザインのということにもう少し配慮したらいいなと思っています。

細かいことでいうと、私は保育園に入れて育てましたけれども、こども園というのは幼児教育と保育を一緒に提供するとありますが、そうすると、例えば保育園に通わせていた私は幼児教育を子どもに受けさせることができなかつたのかと一瞬思ったりするわけなんです。だから、母親というのはいろいろ子育てをしながら模索して、ほかの人はもっとうまくできているんじゃないとか、自分は子どもに対して働いているから十分にできていないんじゃないだろうとか、そういうことを思いがちなところで、そういうちょっと細かいことが育児のモチベーションを下げたりということが結構あるかと思しますので、いろいろな状況、多様な人はいるんですけども、ぶれずに、それで一人一人いいですよみたいに思えるような、そういう情報の出し方というのを工夫しないといけないのかなということも思っています。

政府が本気でこれに取り組んでくれるということの発信はすごく世の中からも期待されているところもあると思いますし、これまでにこの会議が行われる中でもいろいろな情報が出てきましたので、非常に期待されているところはあると思うんですけども、今2歳、3歳、4歳、5歳と育てていく中では、制度が来年できると、例えばこの半年間は何もないとか、当事者の母親にとっては、またこの情報が出ることで逆に不安になることとか心配になることもいろいろ出てくるかなと思いますので、そういういろいろな角度から検証して、こういう情報が皆さんに行き渡るようにということを目指したいなと思っています。

以上です。

阿藤分科会長 ありがとうございます。

それでは、阿部委員、どうぞ。

阿部委員 私のほうからは、働く環境の改善について少しお話しさせていただければと思います。中間取りまとめで、あと座長からおまとめになったものの中で、少子化の背景の一つとして、仕事か、それとも育児かという二者選択に迫られていることが多いということが挙げられていたと思います。これまで皆さんがお述べになったのは、

どちらかという子育てに関するものが多くて、まだ余り働くといったところは、荻野委員はかなりお触れになっていたと思いますが、少しその点についてお話ししたいと思うんです。

資料1 - 2あるいは1 - 3だったでしょうか、こういうところで子育てしながら働くことが普通にできる社会をつくっていくための制度設計の話が出てきたと思いますが、私が一つ足りないんじゃないかなと思うのは、ここで出ているのは従来の両立支援の延長線上にあるものであって、育児休業法を前提としたお話が多いと思うんです。ただ、現実に私のプレゼンのときもお見せいたしましたけれども、日本と欧米で違うのは、6歳未満の子どものいる家庭で、男性の育児・家事時間が欧米に比べて圧倒的に短い、その一方で女性が圧倒的に長いという状況がある。これがかなり、女性が働くということについてのしわ寄せがいつているんじゃないかということをも述べました。であるとすれば、両立支援の中で、確かに育児休業とかは大事なんですけれども、父親が子育てにかかわるためには、父親の労働時間の問題を解決しないでいくということではできないだろうとっております。ですので、ぜひ今後、労働時間の対策というか、基準づくりといったところをもう少し真剣に議論していただければと思います。

漏れ伝えられているいろいろな事業所の方からお話を聞くと、最近、基準監督署がサービス残業とか労働時間、長時間労働の問題で厳しい監督をしている。それに対して、特に金融機関の事業所から私はよく聞くんですけれども、8時にはもう帰らなければいけない。家に仕事を持って帰りたくても、個人情報流出の問題があるので持って帰れない。これで最初はうまくいくのか、仕事が滞るんじゃないかと思っていた。ところが、ふたをあけてみると、うまくいけたというんです。どうやってうまくいったんだらうなというところを今いろいろとお聞きしたりしているわけなんですけれども、結局仕事の段取りとか、進め方とか、情報の共有とか、そういったところが結構あるんだなと。ですから、案外と労働時間規制をかなり厳格にやっても、意外と生産性は上がるんじゃないかというちょっとした期待を持っていたりするんです。ヨーロッパも、皆さん御存じのように、労働時間の長さというのは非常に短く規制されているわけですし、その中で国際競争を何とか生き残ろうとしているということですので、ではどうやって国際競争力を維持できているのかとか、そのあたりを我々も研究しないといけないと思っていますし、そういったことを政策展開を考える上でもう少しいろいろと検討していただければと思いますので、ぜひ最終的な報告書の段階では、両立支援、育児休業、これは大事な問題ですから、これは外さなくていいと思うんですが、それとは別に、ここにまだ出ていない労働時間の短縮の問題をぜひ盛り込んでいただければと思います。

阿藤分科会長 本来この分科会のサブタイトルは「少子化・仕事と生活の調和」という、いわゆるワーク・ライフバランスでございますので、当然それも重要なテーマで、私の記憶ではどこかには盛り込まれていると思うんですが、余り大きく取り上げられて

いないということで、私自身もちょっとそここのところは残念でしたけれども、ということで、たまたまこういうご意見が出たので、あるいは、きょうは言いっ放しが多いんですけれども、ちょっと荻野委員とか、ただいまの阿部委員のご意見について、全般的でよろしいんですけれども、何かご意見はございますでしょうか。

荻野委員 労働時間については、先ほど言っていたように、金融機関を中心に時間外労働削減に取り組んでいるというのはまさにそのとおりだと思います。私の会社では7時には帰るということを徹底して、もう1年続けてやっています。実際に金融機関というのは朝早くから夜遅くまで働くと言われており、最初は皆さん、できるわけがないということを口々に申ししていたのですけれども、経営の強い決断と、それをやり抜くというリーダーシップがあれば、こういったものは実はやればできるのだということ、実体験として成功できたということがあります。ではそれを全体として法でやるかどうかということは、またこれはいろいろと難しい問題があるかと思う。こういった成功事例が実はもういろいろなところに出回っているのです。皆さんの目に触れていないかもしれませんが、こういうものをやったら、マスコミからいろいろな取材が来て雑誌に出たりしている。あの会社はもう何時には絶対帰れるぞ、レベルの高い仕事もできて、プライベートも充実しているということになると、非常に学生からも就職のときに人気が高いということもありますので、そういったことがどんどん伝播しているような状況だと思います。特にこの半年ぐらいいかけては、その動きがさらに加速しているというのを実感しているような状況です。

阿藤分科会長 ありがとうございます。

これは前から出ている議論で、その企業のビヘイビアというか、労働時間のあり方について、法で強く規制してうまくいくのかということで、この分科会では割に、むしろ企業に対してうまいインセンティブを与えることによってそういうビヘイビアに導いていくみたいな、そういう考え方が強く出されたと思うんですが、法が、あるいはもちろんその中間項として、先ほど阿部委員がおっしゃったような監督を厳しくするとか、そういうことも当然あり得るわけですが、そういう中で本当にグッド・イグザンプルといいますか、よい事例がどんどん出てきて、それが社会に広がっていくということが起これば、これはいわゆる働き過ぎ日本というものを変える大きな力になってくるんじゃないかと個人的には思っていますし、願っているんですけれども。

ほかの方で、では岩淵委員、どうぞ。

岩淵委員 日本という国は、総理大臣はころころかわるけれども、どうも改革というのは遅々として進まないというのが実感でございます。それで私は少子化対策特別部会で今制度改正を議論しているんですが、その中で主たるところというのは新待機児童ゼロ作戦で100万人の保育サービス利用者増、それから百何十万人の放課後児童クラブの利用者増といったことが数字的にはメインになってくると思うんですが、今現在、確かに待機児童2万人という話もありましたけれども、潜在需要を考えればそんなも

ので足りるわけがないわけでありまして、そこも含めてどうやって供給の量をふやすかということ言えば、それこそ保育制度のあり方を根本的に今見直さなければ間に合わないといった状況に陥っているということです。待機児だけではなくて、認可外、それからベビーホテルといったところで劣悪な環境の中に置かれている子どもたちもたくさんいるということです。そのほかに、先ほど樋口委員がおっしゃったいろいろなさまざまな養護の必要な子どもたちがたくさんいるということでもございます。それともう一つは、地方の過疎化の中で保育サービスをどうやって維持していくかということも非常に大きな課題になっております。ということで、新たな保育制度ということで、それに対して必要な財源をどのように手当するかということもこれからの大きな課題になってきます。特に保育事業者・団体においてはサービスの質は絶対下げないというのが最低限の条件でありますので、そういう意味でいいますと、向こうの少し高いところを削って低くするという土木工事的なものの考え方ではとても間に合わないということになります。

それともう一つは、経済的な支援ということについては余り議論されておりませんが、例えば民主党が出している子ども手当も視野に入れた上で本来は議論すべきではなかったのかと私自身は思いますし、ですから、報告書の中で言えば、「さらなる経済的な支援を強化」あるいは「充実すべきである」という文言というのは当然のことながら入る、あるいはもう少し強めて入るということをぜひ求めたいと思います。

それから第3点ですが、先ほどから申し上げておりますが、意識改革というのは日本ではなかなか進んでいないなと思います。樋口委員が先ほどおっしゃったように、ヨーロッパ先進諸国のほうは余り高齢化が進まないという、それはきちんと家族制度とか保育サービスの改革を行って、子どもを産みやすい社会をつくっているからでありまして、日本は、阿藤座長がよくご存じのとおり、何度も何度も提言を繰り返し繰り返し、同じこととは言いませんけれども、同工異曲みたいな形で積み重ねてきて、このざまです。小淵さんが先ほどおっしゃっていたように、第2次ベビーブーム世代がもう既に35歳を過ぎているという状況の中であら、人口研の推計などでいきますと、20歳から64歳までの人口が既にことし1年だけで55万人減っているという。これはどう考えたってトヨタ自動車が国内で売れるわけがないです。それも含めて、これだけのものすごい社会の崩壊が進んでいるということが、ほとんど国民の目に触れていない、あるいは国民も理解しようとしません。私はダチョウ症候群と言っているんですが、危機があったら、砂の中に首を突っ込んでおけば危機が去ると思い込んでいるダチョウと日本人は全く同じだなと思います。だから、そのところをどうやって意識改革していくかということになれば、ぜひ今回の報告書に入れていただきたいのは、今まで「政策の最優先課題」という文言はどこかで見たことはあります。最優先課題というのは、最優先というのは何に比べて最優先だが、相対的ではつきりしません。ですから、事ここに至って日本民族の存続を図るには、これは決してオーバな表現では

なくて、今の人口減少と少子化のすさまじい流れというのは、それを見れば本当に存続することがどう努力してもできないのではないかと不安になるぐらい大変な、サブプライムどころの騒ぎではないんです。だから、そのところを含めて言えば、最優先課題ではとても足りずに、高齢者は二の次、三の次とは申し上げませんが、第一の政策課題としてきちんと位置づけて取り組んでいく必要があると思いますので、報告書にもぜひそのように盛り込んでいただきたいということをお願い申し上げます。

以上です。

阿藤分科会長 親委員会で、きょう吉川座長がいらっしゃいますけれども、3つの分科会の報告を盛り込む、その順番ですね。年金、医療、介護、福祉というか、少子化、ワーク・ライフバランスと、分科会の順番もそうですし、オーソドックスに考えるとそういう順番でどうしても報告書ができていくと、当然今の優先順位のイメージで言えば、そちらの順番でついてくるということではあって、それは最終的にはそういうことになったんですけれども、ここの熱意を親会議でもぜひ伝えたくて、今のちょうどプライオリティーの問題です。最優先課題として、つまり子育て問題というのは、社会保障の中では予算的にもほんの一部のように見えるんだけど、ただ、今おっしゃったような子どもの問題が同時に労働力であったり、社会保障の支えであったり、今おっしゃったような経済の需要の根本にいたり、そういうところを考えると、いわゆるこの未来への投資というのは、本当の意味では社会全体にとっての未来への投資ですね。社会保障の一分野を超えた問題ではないかなということをおもひながら、そういう意味でこれを一番前に持っていくことはないのかというご意見をちょっと申し上げましたが、なかなかそこは変わりようがございませぬけれども、どうしてもこの全体の枠が社会保障という枠の中で議論しておりますので、なかなか、そこを超えてというのはまた別の議論の場があるいは必要なのかもしれないと、個人的には思っております。

吉川委員 特段の意見というよりはお礼のようなものですが、半年余り、私もこの分科会の委員に参加させていただきまして、どうもありがとうございました。

私も、もう大分昔にはなりますが、子育てをしましたので、自分自身の経験を踏まえて委員の皆様方のご意見を聞かせていただいていたわけですが、やはり子育てした人間としては、委員の皆様のおっしゃっていたことはおおむねもっともだと思えるほどと思うことがほとんどでございました。個人的には、先ほど岩淵委員がおっしゃって、今、阿藤座長もおっしゃったように、この少子化の問題は大変に大きな問題だと私も思っております。ただ、阿藤座長がおっしゃったように、我々の国民会議全体ですと、社会保障という範囲内での議論なのでということですが、しかし問題の重要性ということをおもひながら社会に認識してもらって、それを最終報告できちんと書き込むようにというご意見はもっともだと私も思います。やはり社会の意識とか、こうした問題に

対する関心というのは、まさにそれこそが一番重要なところであって、具体的に申し上げますと、我々の大学でもことしに入りまして、キャンパス幾つかにまたがりますが、3つか4つ保育所をつくりました。ことし新設ということで、私なども勤め先に行くときに小さな子どもの声を聞けるという状況になったわけですが、これは大学全体で大変評判がいいと聞いています。現学長は将来そのことで名を残すかもしれませんが、大変に英断だったろうと思いますけれども、こうしたことも、一昔前だと、何だかんだ言ってもなかったと思うんです。我々のところも旧来国立大学、現国立大学法人ですが、大学の中にしっかりした保育所をきちんとつくるということは、1人、2人の専門家あるいは関心の高い方がちょっと口にされるということはあるとしても、実際にそれをきちんとつくるということはなかったんではないかと思うんですが、先ほどからお話ししているとおり、実際につくって、現在運営されているというところに来たわけです。そうしたことは、この国民会議あるいはこの分科会に代表されるような政府の広報活動、あるいは政府だけではなくてNPOの方々あるいはマスコミなども含めて、とにかくこうした問題が重要なのだということがだんだんしみ渡って行って、最後に末端の一つの基幹である我々の大学などでも保育所をつくるべきだということになったということだろうと思うんです。ですから、世の中を変えるというのはそう簡単にはできないことなんでしょうけれども、だからといってこの委員会でのボイスのようなものがなければ世の中は変わらないわけですので、そういう意味でもこの分科会は大変大きな役割を果たしたと私は思っております。また、そうした会に参加できたことを大変誇りに思っております。

どうもありがとうございました。

阿藤分科会長 予定の時間はまだあるようですが、どうぞ。

熊坂委員 吉川先生にお願いなんですけれども、先生は経済財政諮問会議の委員もされていますので、経済財政諮問会議にこの会の議論をぜひとも伝えていただきたいということと、それから経済財政諮問会議はもちろん大事な会議なんですけれども、社会保障と経済と合わせると、いつも不思議な議論になってしまうので、医療あるいは介護、子育てといったものに関しては、経済財政諮問会議と同じぐらいの力を持った会議の立ち上げというのは考えられないものかどうかということです。それから、先ほどありましたけれども、私もこの会が第1分科会だったらいいなとも思っていました。第3分科会というと、3番目に重要だみたいになってしまって、本当はこれは国の根幹にかかわる大変重要な会議なので、先生に親会議でその辺の雰囲気と、それから経済財政諮問会議での先生のご発言を期待したいと思います。

吉川委員 でも、1、2、3というのは、先生、野球などですと、1番バッター、2番バッター、3番バッター、どうでしょうか。1番バッターが怒るかもしれませんが、必ずしも1が一番というわけでもないだろうと思うんです。

それからあと、先ほどちらっと熊坂委員がおっしゃったことで気になったのは、経済

と社会保障のことを両方見ていると、どうも不思議な議論になってしまうと。不思議な議論というのはどのような意味でおっしゃったのかなんですが、恐らく社会保障が大切ということは、もうこれはコンセンサスだろうと思うんです。ただし、社会保障は大切なんですが、社会保障の給付がなされると、これはもう熊坂先生もご承知のとおりですけれども、負担はだれかが何らかの形で必ずしなければいけないということです。ですから、社会保障のこうした給付が大切で、やらなければいけないというのは一番大切な議論でしょうけれども、それとあわせて、ではどのような形でだれが負担するのかという議論も一緒にしないと、いわば絵にかいたもちになってしまうというのが経済側からの議論であって、本質的な意味では、矛盾する問題ではないだろうと思います。私が考えているところでは、それを両方ともきちんと考えながら社会保障のあるべき姿を議論しようと、それがもとより我々国民会議の議論ですので、委員のおっしゃったことを、阿藤先生、それから樋口先生その他の方と私は親会議のほうでしっかり議論して最終報告にまとめたいと思っております。

熊坂委員 すみません。わかりました。私は医者ですので、医療を取り巻く環境があまりに厳しいものですから少し感情的な話になってしましまして、申しわけなく思っております。その辺の調整をよろしく願います。

阿藤分科会長 ありがとうございます。

ほかに言い残したことは……。どうぞ。

樋口委員 先ほど阿部委員が働き方の問題、特に男性の労働時間というものを、やはり日本はなかなか目に見えて数字の上で変わってきません。日本の若いお父さんたちの労働時間が、欧米並みとは言わないけれども、少々短くなって、日本人は全体として働くのが好きですから、欧米よりちょっと長くてもいいとは思っていますけれども。最も大事なものは、十何年ずっと調査していても変わらないのが父親の育児時間なんです。これは今たしか24分ぐらいだと思います。この国民会議が終わっていろいろな施策が充実していったら、父親の育児時間が少なくとも30分伸びて、韓国を抜いたなどと言えるぐらいに、数字で出るように、ぜひ統計の上で数字が変わるようになってほしいなと思っています。今5人に1人の20代後半から30代が、1日10時間労働していると、これは政府統計ですね。そんな状況だと、お見合いしても、デートしている暇がありませんよ。日本の長時間労働、特に若い人の長時間労働は、子育ての時間を奪ってしまったということはもちろんですけれども、もう一步前に、おおらかに恋愛して一对の男女が結ばれていく喜びの時間が失われていると思うんです。日本は、伝統的な家制度の枠組みの中で配偶者を一族郎党が見つけてきてくれた。配偶者を自己責任で真剣に探す文化というのが、お見合いとか、そういうことが発達しておりますから、余りなかったと思うんです。けれども、今や日本の男性も女性も、特に男性の場合は伝統的に積極的に出なければいけないなどという縛りがありますから、男性は余計つらいと思うんです。共に生きる最良の相手を探すための試行錯誤する、これ

こそ本当の意味での未来への投資の時間を若者から奪ってしまったのが、今の若い人の働き方ではなかろうかと思います。このごろ東京学芸大学の山田昌弘さんが、就職活動の就活に対して、結婚のための準備活動、婚活ということを出しています。私は、結婚が喜ばしいものであり、カップルになるということは楽しいことであり、時間をかけてしかるべきものなのだという認識を持って、若い者が相手を選びながら愛を形成していく時間というものをちゃんと若い人の労働時間の中に埋め込んでほしいと思っております。

以上です。

阿藤分科会長 ありがとうございます。

では、駒崎委員、どうぞ。

駒崎委員 すみません、若い人なんですけれども、婚活の話はちょっとせずに、具体的な話なんですけど、最初に報告書のところで文言の確認なんですけれども、「保育に欠ける」という要件はナンセンスだという話はこの会議でも出ています。それと同時に、契約は直接契約で利用者と保育所がするような形で、今は自治体を介してやっていますけれども、そうではなくて直接的に契約をしましょうという、その「直接契約」という文言が入ることによって、もしかしてもう入るご予定がもしもありませんけれども、そういった文言が入ることによってよりそっちの方向に行くのではないのかなと思いますので、座長におかれましてはぜひご念頭に置いていただければなと思います。

あとは、事業者の多様化です。今、社福が既得権益として認可保育市場を独占していて、正当な競争環境ではないということは、暗にこの社会保障国民会議でもお話しされていますけれども、保育の質等々はもちろん保ちつつも、NPOあるいは株式会社といったところがしっかりと対等に競争できるような形にする。そういった事業者の多様化、あるいは参入障壁というものを改革しようということを、ぼやっとでいいんですけれども、具体的な形で報告書のほうで書いていただくと、同じような報告書を積み重ねているという話もあるのかもしれないんですけれども、ただ、その報告書の一つ一つに魂を込めることもまた大切なことなのではないのかなと思いますので、具体的な文言を添えて改革を後押しする形にしていただきたいと思います。蛇足でしたが、よろしくお願いします。

阿藤分科会長 はい、どうぞ。

岩淵委員 実は今おっしゃったようなことが、さまざま異論がたくさん出ておまして、特に事業者団体から山のように抗議の、直接契約を守れといったことなどなど、そのほかも含めてそうなんですけど、そういうことがありますので、今おっしゃったことは、おおむねそういう方向になるかどうかというのは、皆様のご意見がそうであれば、具体的な文言としてきちんと記載すれば、ある種の影響力を行使するということになると思いますので、私自身もほぼ同意見でありますので、そういう具体的な文言をきちんと盛り込んでいただきたいと思います。申し上げます。

阿藤分科会長 奥山委員、どうぞ。

奥山委員 ただ、直接契約の是非とか検討はこの会では特にしたわけではなかったので、この会として出すかどうかということについては、今ほかの部会でも検討されているということなのでどうなのかなと、思いました。私自身は、保育園だけでなく、もっと多様な地域の子育て支援のサービスがあって、その中を、どちらかといえば、例えば介護のほうだとケアマネジャーさんがいるように、このご家庭にはこういうサービスがといったコーディネーターがきっと必要になってくるんじゃないかなと思っておりまして、保育の契約のあり方だけの議論ではなくて、もっとこの委員会では大きなお話をする会だったのかなと思ったんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

阿藤分科会長 どうぞ。

駒崎委員 僕も、基本的には子育てにおけるケアマネというのは必要だと思います。ただ、それは市役所ではないと僕は思っています。ケアマネという職業の人たちがいて、民間で紹介し合っという形で、民間でさまざまな、それこそNPOや社会福祉法人や株式会社がケアセンターをつくってとか、老人介護福祉施設をつくったり、小規模多機能をつくったりということで、どんどん入ってくる。そこにおいては、国は介護保険というプラットフォームを用意して、その中で民間の団体がサービスを提供し合う、いろいろな創意工夫をしていくといったことが行われているのですが、事この保育においてはそうではないということ問題視されていて、僕個人としてはそれは問題であるので、医療や介護と同じように、完璧な市場ではない、完璧なビジネスではもちろんございません。だけれども、準市場、さまざまな多様な主体が活躍し合えるようなプラットフォームというのは必要であるといった認識を持っています。その中の一つの方向性として、直接契約というお話が出てきているのではないかなと思っているので、それはケアマネ的なものを否定するものではないと思うのですけれども、それは逆にいかがですか。

阿藤分科会長 先ほどもう吉川先生のあたりで大体議論は出尽くして、この辺でまとめをしようかなと思ったところで大変具体的な話が出てきて、さすがにそれをあと何分でこの会としてこの具体的な問題に結論を出すというのは大変難しいので、もちろん今の問題はむしろ少子化社会対策特別委員会といいますか、社会保障審議会の場で、岩淵委員も委員でいらっしゃいますけれども、いわゆる「保育に欠ける」ということから直接契約の問題へどのように移行できるのかという議論もされているという先ほどのご報告もありましたけれども、ということで具体的議論はそちらに任せると……。

駒崎委員 具体的な議論がその場だと、既に社福で事業をやっていて守られている人たちの議論、僕はその議事録を見る限り、そういった色合いがすごく強いなと思ってしまいます。ですので、これは最後に言ってもしようがないんですけども、岩淵委

員にはぜひその中で戦っていただきたいなと思いますし、改革というのはそういうことなんじゃないのかなと思いますので、最後にそういう姿勢だけを見せて、この場では引き下がりますが。

阿藤分科会長 では、そういうことで、すみませんが、岩淵委員に、岩淵委員のご持論でもあるということなので、そういう形で引き継ぎたいと思います。

それでは、これはいつ始まったのか、もうやや記憶も薄れておりますけれども、ことし、特に前半部分で大変ご熱心にご議論いただいて、6月のいわゆる中間報告で一応のまとめをつけたと。マクロ、大きな問題で言えば、この少子化、あるいは超少子化、人口減少、超高齢化ということが及ぼす経済への大変大きな影響、社会保障に及ぼす大変大きな影響ということ念頭に置きながら、具体的には、では子どもの問題、子育ての問題をどのように政策的に詰めていったらいいのかということをご議論いただいて、大変有意義な実りある成果が一応中間報告としてまとまったと思っております。そして、それを親委員会のほうに伝え、全体としての報告書の中にもきちんと盛り込まれたということであったと思いますが、きょう、やや時間を置いて、何と言っても内閣が変わったということもございましたので、もう1カ月ばかりの猶予があるということで、これは第3分科会だけではなくて、特に第2分科会でまだ詰める部分が大変残っておりますので、それを含めて1カ月足らずであります。議論した上で最終的な報告書をつくるということに日程的になっております。

本日のご議論は、中間報告に加えて、現在進行中の政府の取り組み並びに社会保障審議会の少子化対策特別委員会の議論の方向性というものを事務局側から示していただいて、それに直接ではないですけれども、かかわるようなさまざまなご意見をいただきました。ということで、なかなかまとめ切れませんが、事務局と相談しながら、きょう出たご意見というものを整理して、中間報告につけ加えられるべきものはつけ加えるという形でご報告をし、親委員会の報告に盛り込んでいくように努力したいと思っております。何よりも、そういう個別の問題ももちろんなるべく取りこぼさないようにしますけれども、やはりこの分科会の熱意といいますか、あるいは非常にこの問題の重要性に対する認識といいますか、そういうものが非常に強かったということ、それを親委員会の場で私が代表して、ぜひ強く訴えたいと思っておりますので、とてもお任せ願いたいというわけにはいかないのですけれども、個人的にも本当にこれは日本の根幹にかかわる問題だということをお約束いたしまして、本日の社会保障国民会議の第3分科会の最後のセッションを終えたいと思います。

大変長い間ご協力ありがとうございました。